

## 七世紀中葉の朝鮮三国に関する初歩的考察

奥田尚

### An introductory analysis of the social structure of the three kingdoms of Korea in the mid-seventh century

Hisashi Okuda

はじめに

七世紀中葉の東アジアが激動の時代であったことは、六六〇年の百濟の滅亡、六六八年の高句麗の滅亡をみれば明らかである。百濟・高句麗に新羅を加えたいわゆる朝鮮三国は、戦闘・和平をくりかえし、時には中国・日本（地域名）の軍事介入を受けながら、七世紀中葉を起点に最終的には新羅によって統一された。

さらにもう少し詳しく東アジアの四国の七世紀中葉の動きをみると、六四二年高句麗に泉蓋蘇文のクーデターが起り、榮留王を殺害して宝蔵王を即位させている。同年末から翌年初にかけて百濟王室内部でも政変が起り、六四五年には日本でも蘇我氏打倒の政変が起った。新羅でも六四七年に善徳女王を廢そうとして毗曇が反乱を起し、善徳女王はその渦中に没して、真徳女王が即位したが、毗曇は反乱に勝利できなかった。

(1) このように六四二年から六四七年のわずか六年間に次々と各国

に起きた政変は、東アジアの各国がひとつの転換期を迎えていたことの証明であろう。拙稿はその転換がいかなるものであったかを考えるための初歩的な作業として、まず新羅を中心に百濟・高句麗の朝鮮三国の状況について考察してみたい。

#### (一) 七世紀中葉の新羅の骨品制

新羅社会を特色づける制度に骨品制があるといわれる。骨品制は王族を第一骨、他の貴族などを第二骨とする骨制と、第二骨を六頭品から順に下って四頭品に至る貴族に与えられる頭品と、三・二・一頭品のそれ以下の下級身分を示す頭品制を一体化した身分制度である。これは一種のカースト的な構造を持つものといわれている。

この骨品制に関する先行業績は数多いが、近年の研究では四氏の説が併立しているように思われる。(A)井上秀雄説、(B)武田幸男説、(C)木村誠説、(D)三池賢一説がそれである(発表年次順ではな

く説明の便宜の順序である)。骨品制は新羅社会の基礎的理解にかかわるものなので、四説ともに広汎な視点から論述されており、その要約はきわめて困難であり、あるいは誤解する点もあろうが、四説に導かれながら骨品制に問題を限定して考えてみたい。

四説中で骨品制に関し、やや異質の見解を示されたのは、(A)井上秀雄説である。井上氏は七世紀中葉には王統の尊嚴や骨品の発展がみられるが、それは王族・上流貴族の一部にとどまり、広く一般化していなかった、骨は一般名称として家柄の良いという程度の意味で、一般的に漠然とした骨制としか理解されなかった、といわれる。頭品制は地縁的な身分制度で、八世紀前半頃に制度化され、骨制と結合するのは九世紀初頭とされた。

(B)武田幸男説は主として二論文より成るが、そのうちの一文論は井上説を詳細に検討しておられる。武田氏は骨品の用語は八世紀を遡るものではないが、その実態はすでに四世紀後半に出現し、五〇三年に第二期をむかえ、九世紀に入って第三期つまり骨品制の変化・崩壊期に至る、とみておられる。四世紀後半から五〇三年の第一期については、今のところ実在を証明する史料を全く欠くとも述べておられる。第二期については、法興王七年(五二〇)の「律令」を衣冠制であるとされ、これが骨品制の具体的なあり方を証明するとされた。

骨品制を衣冠制ならびに官位制との関係から考察する方法は、武田氏・(C)木村誠説・(D)三池賢一説に共通している。その基礎となる史料は次掲(1)~(3)である。

(1) 『三国史記』雜志第七職官上

儒理王九年置十七等。一曰伊伐浪。二曰伊尺浪。三曰迎浪。

四曰波珍浪。五曰大阿浪。從此至伊伐浪。唯真骨受之。他宗

則否。六曰阿浪。自重阿浪至四重阿浪。七曰一吉浪。八曰沙

浪。九曰級伐浪。十曰大奈麻。自重奈麻至九重奈麻。十一曰

奈麻。自重奈麻至七重奈麻。十二曰大舍。十三曰舍知。十四

曰吉士。十五曰大鳥。十六曰小鳥。十七曰造位。

(各官位には異称を列挙した分注があるが、繁雑なので省略した)

(2) 『同』雜志第二色服

法興王制。自太角干至大阿浪紫衣。阿浪至級浪緋衣。並牙

笏。大奈麻・奈麻青衣。大舍至先沮知黄衣。

(3) 『同』雜志第二色服

伊浪・迎浪錦冠。波珍浪・大阿浪・衿荷緋冠。上堂大奈麻・

赤位大舍組纓。

今、仮に(2)を衣制、(3)を冠制とよんで区別すると、衣制は冠制に比して理解しやすい。(2)の太角干は、(1)の伊伐浪の上に大角干が加上され、さらにその上に太角干が加上されたものである。また(2)の級浪は(1)の級伐浪の異称、(2)の先沮知は(1)の造位の異称として(1)にみえる。(1)の伊伐浪を①、以下順次番号を付し造位を⑱として、衣制を記すと次のようになる。

紫衣Ⅱ太角干Ⅰ(①伊伐浪Ⅰ)⑤大阿浪Ⅱ真骨Ⅲ緋衣Ⅳ⑥阿浪Ⅴ⑨級伐浪Ⅵ青衣Ⅶ⑩大奈麻Ⅷ⑪奈麻Ⅷ黄衣Ⅸ⑫大舍Ⅹ⑬造

位

冠制が衣制に比し問題なのは、伊浪(②伊尺浪の異称)・逆浪・波珍浪・大阿浪が官位名であるのに、衿荷・上堂・大奈麻・赤位大舎が官職名であることや、①伊伐浪に対応する冠がないことなどによる。新羅でも官位相当制はあるが、一官職に一官位が相当するのではなく、一官職に複数官位が対応する構造である。そのため衿荷・赤位大舎の四官職に相当する官位の決定にあたっては、解釈の相違がみられる。

(C)木村誠説では、衿荷の相当官位を⑥阿浪・⑦一吉浪、上堂の相当官位を⑧沙浪・⑨級伐浪とされた。木村氏の論証過程は非常にこみ入っているが、氏が実証された結論は衿荷の上限が⑥阿浪で、上堂の下限が⑨級伐浪であることである。その上で氏は「官職と官位の対応は一對一とは考えられないので」という理由により、衿荷に⑦一吉浪を、上堂に⑧沙浪を配された。これが不都合なことは、たとえば統一新羅時代の執事省内の典大等の職は⑥阿浪・⑩奈麻が相当官位で、同省内の大舎の職には⑩奈麻・⑬舎知が相当し、両職に重複する⑩の官位のあることにも明らかである。

この点はしばらく置いて(C)木村説の紹介を続けると、木村氏は官位・官職・冠制を骨品制に関連させて次表を示され、法興王七年(五二〇)には聖骨・真骨・骨身分以外の三階層の身分制が成立していたと結論された。

先にも指摘し、この表にも明らかのように、①伊伐浪に対応す

官位	官職	冠の制	骨品制
2 伊浪	稟主	錦冠	聖骨
3 逆浪		緋冠	
4 波珍浪			
5 大阿浪			
6 阿浪	衿荷大等	組纓	真骨
7 一吉浪	上堂		
8 沙級浪	大奈麻		
9 級浪	赤位大舎	組纓	非骨
10 大奈麻			
11 奈麻			
12 大舎	赤位大舎	組纓	非骨
13 舎知			

る冠制を欠いている。木村氏はその理由として、伊伐浪の原意・語義が新羅の干(新羅国王であり、冠制定時点では伊伐浪は新羅国王そのものであり、国王は冠制を超越した存在であったためと説明された。

木村氏の説明が正当なものとすれば、国王は職名の一種とみなすことができるから、(3)の伊浪・逆浪・波珍浪・大阿浪も官位名ではなく、官職名とみなしうる可能性がある。すでに新羅の官位名と官職名の共通性は宮崎市定氏によって指摘されており、近年では(3)の伊浪・大阿浪を散官的なものとみる黒田達也氏の見解も

存在する。(3)の伊浪く大阿浪が官位名でなければ、木村説の表自体が無意味なものとなる。

また昌寧真興王巡狩碑文には「大一伐干」がみえ、一伐干(①伊伐浪の異称)に加上されたものとみられる。少なくともこの碑の五六年には伊伐浪は国王ではありえない。伊伐浪が官位名であるにせよ官職名であるにせよ、五六年には冠制の枠外の存在である。(3)の冠制の制定時点は法興王七年(五二〇)であることには異論がないようなので、冠制の枠外の存在の確認できる五六一年までの間(3)の冠制の有効最長期間であったとせざるをえない。たかだか四〇年程度しか存続しなかった(3)の冠制から骨品制を云々することはできないのではなからうか。

次に(D)三池賢一説をみると、まず(1)の一七等官位を、干群官位(①伊伐浪く⑨級伐浪)・所謂 *Mar* 群官位(⑩大奈麻く⑬舍知)・

京位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
※	伊	伊	伊	波	大	阿	一	沙	級	大	奈	大	舍	吉	大	小	造
浪	浪	浪	浪	浪	浪	浪	浪	浪	浪	麻	麻	舍	知	士	烏	烏	位
伐	尺	波	珍	阿			吉	伐									
骨	聖	牙	骨	真	骨	牙	骨	六頭品	五頭品	四頭品	(無)	頭品					
冠制	紫	錦	冠	衣	緋	衣	組	青	黄		(不)	明					
色	紫	錦	冠	衣	緋	衣	組	青	黄		(不)	明					
牙	牙	牙	骨	真	骨	牙	骨	六頭品	五頭品	四頭品	(無)	頭品					
骨	聖	牙	骨	真	骨	牙	骨	六頭品	五頭品	四頭品	(無)	頭品					

(※は理解の便宜を考へ増補した)

雑類京位(⑭吉士く⑰造位)の三段階に分類できる、という。この官位観の上に(2)の衣制と(3)の冠制を対応させて、上表を提示され、官位制と骨品制の対応の成立年代を六世紀後半とされた。

この(D)三池説については武田氏の手厳しい批判がある。なかでも(8)に「波珍浪・大阿浪・衿荷緋冠」とあるのに、前表では波珍浪・大阿浪を錦冠と表示されたことに対し、武田氏は「もし何らかの或る主観的な予断を別に想像しない限り、まったく不可解な史料操作のようにおもえる」と述べられた。武田氏の批判は当をえたものである。

また(C)木村説と(D)三池説に共通する点に、聖骨身分を実在するとみる点がある。(C)木村説では①伊伐浪く③逆浪が、(D)三池説では①伊伐浪く⑤大阿浪が、聖骨身分のみが就任しうる官位である。ところが『三国史記』新羅本紀善徳王一年八月条に「伊浪金春秋」とある金春秋は、両氏の説によれば聖骨身分の筈であるが、『同』年表下に「太宗王春秋即位元年。從此已下真骨」・『同』新羅本紀真徳王八年三月条に「國人謂。始祖赫居世至真徳二十八王。謂之聖骨。自武烈至末王。謂之真骨」とあって、金春秋≡太宗王春秋≡

武烈王は真骨身分であることは明らかである。もし金春秋の時代には聖骨と真骨の身分差が消滅していたと仮定すれば、骨による身分制そのものが解消方向へ動いていたことにならう。そうみてよければ少なくとも金春秋の活躍する七世紀の中葉までの時期は、骨制が、

官 職	冠	官 位	衣	牙 笏
		(太 大 角 干) (大 角 干)	紫 衣	執 用
	錦 冠	①角 干 ②伊 浪 ③通 浪		
衿 荷	緋 冠	④波 珍 浪 ⑤大 阿 浪		
上 堂	組 纓	⑥阿 浪 ⑦一 吉 浪 ⑧沙 浪 ⑨級 浪	緋 衣	青 衣
大 奈 麻		⑩大 奈 麻 ⑪奈 麻		
赤 位 大 舍		⑫大 舍 ⑬小 舍 ⑭吉 士 ⑮大 烏 ⑯小 烏 ⑰先 沮 知	黄 衣	

ひいては骨品制が解消方向にあり、あまり重視する必要のない制度となりつつあったといえよう。

最後に(B)武田幸男説をみておこう。武田氏は(1)・(2)・(3)の史料から右の表を示された。

武田氏は六世紀の骨品制は法興王七年(五二〇)の衣冠制を通じて説明されるとし、骨品制は真骨相当の階層とそれ以下の二階層の構造を持っていたことは確実で、さらに「それ以下」の階層がもう二分されていた可能性を忘れるわけにはいかない、と述べ

ておられる。

前表自体は(1)・(2)・(3)の忠実な表示であって、疑問点はない。ただ衣制Ⅱ(2)を法興王代の(具体的には法興王七年の)ものとみることについては、武田論文を参照する時間がなかったと補注する木村論文が、(2)は六四九年の中国式衣冠制に関するものと述べておられる。これに対し武田氏は、(2)にみえる大角干・大角干の加上二官位を除外すれば、文章の表現や文字の表記は後代のものであっても、「紫・緋・青・黄の四色の衣制は当時における他の類別を知らず、新羅固有色がきわめて濃くでている」とされ、「それは当時の実態をかなり忠実に伝える原史料に依り、後世における当世風の表記で修飾した簡略記事」であり、法興王代のもつとされた。

この武田氏の説明で問題なのは、紫・緋・青・黄の四色が新羅固有のものといえるかどうかである。『三国史記』新羅本紀(以下、「羅紀」と略し、『同』百濟本紀は「濟紀」、『同』高句麗本紀は「麗紀」と略記する)法興王七年一月条には、

(4)頒示律令。始制百官公服。朱紫之秩。

とある。これによれば朱・紫の二色を知りうるのみであるが、朱は(2)の衣制の色ではない。武田氏も(2)の四色の実例を求めておられるが、八七二年の赤・青・黄以上にはさかのぼる実例を見出しておられない。この点の実証がなければ(2)の四色Ⅱ衣制四区分が

法興王制であることは証明できず、逆に(4)から朱・紫二区分であったことも主張できる。朱と紫の区分がどこに求められたかは不明とする他なかるう。

こう考えれば武田氏が前表により、衣と冠の区分が⑤大阿漚と⑥阿漚の間にあることから、この間に身分上の大きな差異を求められ、骨品制に関係づけられたのは疑問とせざるをえない。

また武田氏は(3)の冠制記事について、これが錦冠・緋冠・組纓の組み合わせであることに注目され、組纓は冠の付属品のくみひものことであるから、これは冠の使用を前提とするものであるとされた。さらに『日本書紀』(以下、『書紀』と略記する)欽明五年(五四四)三月条に、「佐魯麻都。雖是韓腹。位居于大連。廂日本執事之間。入榮班貴盛之例。而今反着新羅奈麻礼冠。即身心婦附」とあることから、①奈麻には奈麻の冠が制定されていたとされ、この例からみて⑥阿漚以下には各官位にそれぞれの冠が規定されたと主張しておられる。<sup>103)</sup>

『書紀』により奈麻の冠があったことの指摘は重視すべきであるが、さらにそれを着用していた佐魯麻都という人物に注目すれば、きわめて重大な別の側面が存在する。佐魯麻都は前引『書紀』に「雖是韓腹」とあって、この表現は父が倭人で母が「韓」人であったことを示す。『書紀』欽明四年一二月条には、「河内直・移那斯・麻都等。猶住安羅」とあって、佐魯麻都は安羅に居住していた。外国人の血統をひき、しかも新羅王京外の安羅地方居住者の佐魯麻都が、新羅に「奈麻礼冠」の着用を許可されてい

たことは、新羅の京位制ひいては骨品制の理解に重大な影響があるろう。

すなわち武田氏が述べられたように、新羅では「王京人のみが京位を持ちえ」、「骨品制はまさに王京六部人のみを対象とする王京身分制度であった」という理解が、従来の共通理解だったからである。さらに武田氏は、骨品制は七世紀中葉に王京人以外をも含みうる、開かれた骨品制へ変化したとも述べておられる。<sup>104)</sup> 佐魯麻都の例によれば六世紀中葉に、地方人にも京位は与えられ、したがって開かれた骨品制が存在したことになるう。

また著名な例としては、法興王一九年(五三二)新羅に降伏した金官国王の場合が注目される。最後の金官国王の子である武力は、①伊伐浪の位についており、もし骨品制という身分規制があったとしても、最高級の身分に編入されたことがわかる。下って文武王代(六六一―六八一)の高句麗国王孫の報徳王安勝の例も有名である。『三国遺事』卷二に「又伐高麗。以其国王孫還國。置之真骨位」とあり、安藤は新羅王族と同じ真骨の身分に編入されている。このように新羅に新たに付属した者を最上位身分に編入しうることは、たとえ骨品制があったとしても、それは単に観念的な規制としてしか動かず、あまり実効のある身分規制ではなかったことを意味する。この点からすれば、武田氏の「開かれた骨品制」の概念は理解しがたく、骨品制が強固な身分規制原理であるなら、それは閉鎖的な社会でのみ有効性を保ちうるものではなかるうか。

以上、(B)武田説、(C)木村説、(D)三池説を検討してみた。勿論上述のごとき粗雑な点検で三説を批判できたなどとはいえないであろうが、それでも不十分なから、七世紀中葉には骨品制という身分規制がそれほど強固な規制力を有していなかったのではないか、という程度の見通しをえることはできたと思う。ただしこの見通しを確実なものとするためには、是非とも次掲(5)の史料を検討しておく必要がある。

(5) 『三国史記』列伝第七

薛一本作薛 罽頭。亦新羅衣冠子孫也。嘗与親友四人同会燕飲。各言其志。罽頭曰。新羅用人論骨品。苟非其族。雖有鴻才傑功。不能踰越。我願西遊中華国。奮不世之略。立非常之功。自致榮路。備簪紳劍佩。出入天子之側足矣。武德四年辛巳。潜隨海舶入唐。会太宗文皇帝親征高句麗。自薦為左武衛果毅。至遼東与麗人戰駐蹕山下。深入疾闘而死。功一等。(下略)

この史料について井上氏は、新羅末の時点での記述であり、これから骨品制を論ずることはできないと述べられた。木村氏は記事の内容そのものは事実であるとされ、武田氏は骨品の用語そのものは八世紀を遡るものではないが、(5)は古伝に基づく根拠のあるものという可能性は否定できないとされた。<sup>(6)</sup>

(5)は『三国史記』列伝第七の他の伝に比すると、冒頭部分の「亦新羅衣冠子孫也」という書き出しが特典である。列伝第七の他の例をみると、「牟梁人也。其父讚德有勇志英節」(奚論伝)、「白城郡虵山人也。其父沈那或曰沈那膂力過人。身輕且捷」(素那伝)、

「沙梁人。奈麻聚福之子。史失其姓」(驟徒伝)、「沙梁人。大奈麻都非之子也」(訥催伝)、「沙梁人。級浪盤屈之子。祖金春或云級浪」(金令胤伝)、「新羅將軍品日之子」(官昌伝)、「奈密王八世孫也。父達福通浪」(金歎運伝)、「史失其族姓」(裂起伝)、「不知鄉邑族姓」(不寧子伝)、「大耶州人也。父郝熱為撰干」(竹々伝)、「沙梁人也。父尊台阿浪」(匹夫伝)、「百濟人。仕為達率」(階伯伝)となっている。当人の出身地・父の名を記するのが原則で、不明の場合には「史失其族姓」・「不知鄉邑族姓」と明示し、(5)のように「亦新羅衣冠子孫也」などと記す例は皆無である。このことは(5)が他のものに比し、著しく断片的な記録であったことを示唆するものである。骨品の語が武田氏もいうように八世紀を遡らないから、(5)は「武德四年辛巳」(六二二年)以降の部分が原史料によるもので、その活躍理由を記したそれ以前の部分は八世紀以降の増補とみてよからう。(5)全体としては井上氏の指摘に従い、骨品制の史料とみない方がよからう。

(二) 七世紀中葉の新羅の外位制

史料(5)の薛罽頭が新羅を見捨てて唐王朝のもとでの活躍を期そうとした理由は、骨品制に求めることはできないが、骨品制によく似た個人の出世を阻害する制度に外位制をあげることができる。すでに史料(1)にみた一七等の官位は「京位」とよばれ、これとは別の外位とよばれる官位系列があった。末松保和氏は「京位は新羅プロパー人に、外位は他国人・他部落人に与へる位階であった

と思はれる。かやうな自他内外を区別する位階制度が、既に六世紀後半代に一応成立してゐたことは、新羅の国家的・社会的発展の保守的傾向と、同時に階級的傾向の、よきあらはれである。新羅はかかる自他内外を区別する制度と機構によって、次々に新しい人物、新しい土地を包摂して行つたのであらう」と概括された。

三池賢一氏は「遅くとも、五九一年以前には外位は完成してゐたとみてよからう」とされ、既述の京位の三区分説により、干群京位を六世紀初頭以前、*miri*系京位を真興王三二年(五六一)以前、雑類京位を真平王一六年(五九四)以前の成立とし、これらと外位の関係を考へておられる。三池氏は外位を干群外位(①)・嶽干・②・述干・③・高干・④・貴干・⑤・撰干・⑥・上干・⑦・干)と非干群外位(⑧・一伐・⑨・一尺・⑩・彼日・⑪・阿尺)に分け、干群外位は*miri*系京位と、非干群外位は雑類京位と、その成立時期をほぼ同じくするとされた。三池氏の京位の段階的成立論については、武田氏の批判があつて、必ずしも三池説が成立しうるとは云えない状況である。したがつてその成立年次については別にして、外位が干群と非干群に分れ、干群外位は地方村落の首長階層に、非干群外位は各首長の被支配階層に与えられた、とされた点は従うべきものとみておきたい。

以上のように外位とは、新羅が新たに獲得した地域を領土として編入・支配するにあつて、旧来のその地の支配者に干群外位を与え、旧支配者に服属していた在地の有力者に非干群外位を与

え、京位を持つ新羅中央権力者集団のもとに、官僚として結集させるための制度であつたといえよう。

このような外位の機能は、末松氏の理解による新羅の六部制と類似している。末松氏は六部のうち喙部については「喙は新羅プロパー、辰韓斯盧国を意味」し、沙喙部の「沙は、新」の義の新羅語」であり同時に沙梁伐国(沙伐国)を指し、本彼部の本彼は伴跋国を指し、三五〇年代に沙梁伐国を併合して沙喙部が、五十四年以降遠からぬ頃に伴跋国を併合して本彼部が成立したとされる。つまり新羅の領土編入に応じて、各当該地域を部として支配したことになる。末松氏は「六世紀後半代に於て、すでに京位と外位が出来て居た(中略)とすれば、たとへ部名を有することと京位を有することが、表裏の関係をなす事実であつたとしても、時代はすでに「位」の時代であつて、「部」の制は、一時代前のものとなつてゐたと考へられる」とされ、「新羅人が公式の名乘りに部名を用ひたのは、六八一年の頃、即ち七世紀末頃までであるらしい」とされた。

史料上での外位の存在については、三池氏が論及しておられ、碑文としては昌寧巡狩碑(五六一年)に②・述干がみえ、戊戌鳩作碑(五七八年)・南山新城碑(五九一年)には④・貴干・⑤・撰干・⑥・上干・⑦・干・⑧・一伐・⑨・一尺・⑩・阿尺のみえることが指摘されている。下限が『三国史記』雑志第九職官下にみえる文武王一四年(六七四)であることも指摘の通りである。確実な上限を五六一年に、下限を六七四年に求めることに異論はなからう。

この間にあって外位制度上重大な変化が善徳王十一年(六四二)頃に出現している。『三国史記』列伝第七の竹々伝にみられる、「竹々。大耶州人也。父郝熱為撰干。善徳王時為舍知。佐大耶城都督金品积幢下」という記事がそれである。竹々の父は⑤撰干という外位を有する人物であるが、竹々自身は善徳王代(六三二—六四七)に⑩舍知と京位を授与されている。三池氏はこの外位対象者への京位授与の理由を、地方勢力の政局進出と六部出身階層(中央権力者集団)の地方村落移住・土着に求めておられる<sup>63)</sup>。大局的には三池氏のように評することもできようが、地方勢力の側に焦点をあてて考えれば、外位対象者(地方勢力)の京位保持者(中央権力者集団)への闘争の結果であったといえよう。この過程にすぎにみた(5)の薛厨頭の例のように、新羅政治制度への絶望者をも生み出したともいえよう。やがて三池氏が明らかにされたように、文武王十四年(六七四)に外位の京位への転換基準が定められ<sup>64)</sup>、外位と京位の矛盾は解消の方向に向うこととなった。

以上のように外位を理解すれば、外位は六世紀中葉に新羅の新獲得領域に対する革新的な支配方法として創出されたが、七世紀前半には地方勢力の中央進出の阻害要因に転化し、地方勢力と中央権力の矛盾を象徴するものとなり、七世紀後半には次第に消滅する方向にあったといえよう。七世紀中葉の新羅の国内の動向として、中央権力者(慶州門閥貴族)と地方勢力の激しい対立のあったことは、既に井上秀雄氏の指摘するところであるが、外位制度にもそれが具体的に表われているといえよう。

### (三) 七世紀中葉の新羅の軍事状況

前項にみたように七世紀中葉に新羅が、中央権力者集団と地方勢力との間に激しい対立を抱えていたとすれば、それは直接に軍事面にも影響したと思われる。諸先学の業績によりながら新羅の軍制について考え、どのような具体相を示しているかをみておきたい。軍制に関して参照した諸業績は、末松保和氏<sup>65)</sup>・井上秀雄氏<sup>66)</sup>・李基白氏<sup>67)</sup>・李成市氏<sup>68)</sup>・武田幸男氏<sup>69)</sup>のものであるが、この分野の業績は比較的少ないようである。

末松氏は新羅軍制全般にわたる基礎的な研究を行なわれ、王京軍<sup>70)</sup>九誓幢と地方軍<sup>71)</sup>六停・一〇停・五州誓について、その所在地・創設年次を次のように示された。

#### ○王京軍<sup>70)</sup>九誓幢

緑衿誓幢〔旧名は誓幢<sup>72)</sup>五八三年〕六七二年以降に改称／紫衿誓幢〔旧名は郎幢<sup>73)</sup>六二五年〕六七七年改称／白衿誓幢〔百濟人により編成〕六七二年／緋衿誓幢〔旧名は長槍幢<sup>74)</sup>六七二年〕六九三年改称／黄衿誓幢〔高句麗人により編成〕六八三年／黒衿誓幢〔靺鞨人により編成〕六八三年／碧衿誓幢・赤衿誓幢〔報徳城民<sup>75)</sup>高句麗遺民により編成〕六八六年／青衿誓幢〔百濟遺民により編成〕六八七年

#### ○地方軍<sup>71)</sup>六停

大幢(王京近傍)五四四年以前／貴幢(不明)不明年—上州停

(沙伐州) 五五二年↓六七三年貴幢と上州停を合併し貴幢と名付く／漢山停(新州) 五五三年／牛首停(比列忽州) 五五六年／河西停(悉直州) 六三九年／完山停(下州) 五五五年

○地方軍Ⅱ一〇停、創立年次不明であるが、五四四年にはないし数停が置かれた。

音里火停(尚州青驍県)／古良夫里停(熊州青正県)／居斯勿停(全州青雄県)／參良火停(良州玄驍県)／召參停(康州玄武県)／未多夫里停(武州玄雄県)／南川停(漢州黃武県)／骨乃斤停(漢州黃驍県)／伐力川停(朔州綠驍県)／伊火兮停(溟州綠武県)

○地方軍Ⅱ五州誓

菁州誓(菁州) 六八五年／完山州誓(完山州) 六八五年／漢山州誓(漢山州) 六八五年以降／牛首州誓(牛首州) 六八五年以降／河西州誓(河西州) 六八五年以降

末松氏は三種類の地方軍について、六停は六八五年以後はその機能が停滞期に入り、統一新羅の九州の地区区分以降は一〇停・五州誓の時代であり、また六停は騎兵関係が弱体で、一〇停・五州誓の特長は騎兵にある、とも述べておられる。

井上氏の業績は軍制の組織面に重点があり、その限りで重要な要諦も多いが、ここではそれらの点は省略したい。末松氏との関

連でいえば、六停を一〇停・五州誓・鬪袴幢を含む最大の軍団であり、九誓幢と共に二大中央軍団とみる点が相違している。さらに井上氏は、村落を基盤として村落内で貴族と無関係な者が強制的に徴兵されて州兵を形成し、貴族と関係のある者は貴族を幢主として部隊を形成したとされ、「常に新羅軍の中核をなしていたのは貴族の私兵であったと考えられる」と述べておられる。李基白氏も私兵の存在に注目しておられるが、七六五年以降の考察が主である。また李成市氏は六停の実態は常備軍ではなく、極めて臨時的な軍団であったとされた。

武田氏は井上氏が提示した法幢軍団について、井上説を批判的に継承発展された。武田氏によれば、法幢軍団は六世紀初頭から七世紀後半の統一新羅成立までの間の、いわゆる中古新羅の軍事力を代表する軍団である。法幢軍団に属する幢には、百官幢・軍師幢・獅子袴幢・京余甲幢・小京余甲幢・外余甲幢・余甲幢・外法幢・弩幢・雲梯幢・衝幢・石投幢があり、百官幢は京官司守衛の任務をもち、軍師幢・獅子袴幢は自立的な軍団、弩幢以下の四幢は攻撃用武器を操作する軍団であり、これらを除いた以外の幢が法幢の典形的存在である、とされた。さらに京余甲幢Ⅱ余甲幢とする井上説を認め、外余甲幢Ⅱ外法幢とされ、法幢軍団には京・小京・外の三種類の余甲幢があったとされる。

三種類のうち京・外の二つの余甲幢の軍官は、法幢主・法幢監・法幢火尺・法幢頭上・法幢辟主からなり、小京余甲幢は火尺・頭上・辟主を欠くが、これは小京が地方の文化的中心たることに

よるとされた。なかでも外余甲幢の幢主・幢監が各五二人、火尺・頭上が約二倍の各一〇二人、辟主が約六倍の三〇六人であることに注目され、基本数の五二が『梁書』新羅伝の「普通二年。

(中略) 国有六隊評・五十二邑勒」の五二に一致するから、邑勒は法幢軍団の駐在地であるとされた。さらにこの五二邑勒は普通二年(五二一)当時の新羅領(ほぼ辰韓を安定的領土とし、北方

Ⅱ高句麗・濊方面と西方Ⅱ百済方面に領土的拡張を行なった特殊地帯とからなる)の安定的領土の郡県総数に一致するといわれる。また武田氏は外余甲幢の構造についても考察され、王京から派遣された王京人である幢主が、数村の在地有力者を掌握し、彼らを通じて当該各村の農民を徵発・驅使したとされる。このような

以上の武田氏の見解は充分に承認されるものである。

このように新羅では五一六年頃には、その安定的領土から大量の農民兵士を徵発できる機構が完成した。こうして徵発された大量の兵士が、新羅が東海岸ぞいに高句麗・濊を北方へ追いやり、五五〇年には百済東北方を領有して西海岸へ達し、五六二年には洛東江流域を領有するなど、きわめて大規模な領土拡大の原動力となったのであろう。この領土的拡大にともない、新たに大幢(六停)が創設されるが、大幢の所在地は王京周辺であり、貴幢・上州停の一部分も、京余甲幢・外余甲幢と重複した可能性が強い。法幢創設と大幢創設の間は三〇年程度の差しかなく、両者の組織原理にどれほどの差違が認められるかは疑問であり、かえっ

て単なる量的拡大にすぎないともみることができよう。

ひるがえって法幢軍団(外余甲幢)の構造を考えると、この軍団が中央(王京)から派遣された軍官と、在地の有力者によって構成される軍官が上下関係にあることが注目される。在地有力者と兵士として徵発される農民は共同体的な密接な関係を有するから、中央派遣の軍官は形式的な指揮権は掌握できたとしても、実質的には在地有力者の動向に左右されざるをえないであろう。

大量の兵士の徵発が可能であった点では画期的な法幢軍団(外余甲幢)は、基本的な弱点として在地有力者の動向に左右されざるをえなかったといえよう。

『三国史記』列伝第七奚論伝に、建福二八年(六一一)の新羅根岑城をめぐる百済との戦闘がみえる。新羅は上州・下州・新州(六停軍団)の兵を動員したが、勝敗を決することなく引きあげた。根岑城主の讃徳は「三州軍帥見敵強不進。城危不救。は無義也」と憤って士卒に語ったとある。さらに『同』列伝第七訥僉伝には建福四一年(六二四)百済による新羅速含等六城攻撃に、新羅は上州・下州・貴幢(六停軍団)、法幢、誓幢(王京軍)を派遣したことがみえる。新羅の五軍は「既に見百済兵陣堂々鋒不可当。盤桓不進」という状況で、「或立議曰。大王以五軍委之諸將。国之存亡在此一役。兵家之言曰。見可而進。知難而退。今強敵在前。不以好謀而直進。万有一不如意。則悔不可追」ということで、「將佐皆為然」したが、「而業已受命出師。不得徒還」のために、「先是国家欲築奴珍等六城而未遑。遂於其地築畢而帰」と全く別

の仕事をしただけで引きあげた。

この二例は井上氏によって州兵の弱体・不信頼の例として数えられているが、州兵の弱体というよりむしろ制度上の弱点であろう。こうした制度的な弱点を補正するためには、在地有力者を頂点とする部隊編成を行なうことと、それら在地有力者に中央軍官職を開放することが必要であった。しかしそのためには中央(王京)権力者の特権を縮少せねばならず、きわめて困難が予想される。前項でみた外位対象者(地方居住有力者)への京位授与は、これと軌を一にするものであろう。

尚 『三國史記』列伝第七竹々伝には、善徳王十一年(六四二)の百済と新羅の新羅大耶城をめぐる戦鬪記事がある。大耶城には中央から都督金品積が派遣されて着任しており、その佐の西川も王京人であったとみられる。李成市氏はこの二人が下州停の所在地でもあった大耶城の、軍事的な指揮権を掌握したとみておられるが、その通りであろう。二人の下に幕客黔日・舍知竹々・舍知竜石らがいたが、竹々は「大耶州人」と明記された在地有力者で、竜石・黔日も同様であるとみることができ<sup>64)</sup>る。黔日・竹々・竜石の三人はすべて<sup>65)</sup>舍知という京位を持っている。竹々は善徳王代(六三二―六四七)に舍知となり、彼の父は<sup>66)</sup>撰干という外位を<sup>67)</sup>持っていたことは既に述べた。

百済が大耶城を攻撃するより先に、品積は幕客の黔日の「妻有色」を見てこれを奪ったために、百済の攻撃が開始されると黔日はこれに内応した。ありふれた逸話の一典形であるが、背後に当

時の中央権力者集団と在地有力者集団の相剋のあったことを考えれば、どの地方でも同様の事態が出現する可能性が強かったといえよう。在地有力者がきわめて強い自立性を持っていたことは、この後の大耶城内の動向にも示されている。西川の勧めによって品積は百済への投降を決定するが、投降した士卒が百済に全員殺害されたのを聞き、妻子を殺して自からも自刎する。竹々は残卒を集めて抗戦することにしたが、竜石は竹々に「今兵勢如此。必不得全。不若生降以図後效」と云った。竹々は「君言当矣」と答えながらも、「豈可畏死而生降乎」と力戦して、竜石も共に戦死した。竹々は投降しようとする品積に「百済反覆之國。不可信也」と述べており、竹々の百済に対する不信感が彼の力戦する原因であり、それがなければ竜石に「君言当矣」と語っているように、竜石と共に百済に降伏した可能性が強い。新羅の在地有力者層の極めて強い自立性と、それにとまなう新羅の国家的危機状況がうかがえる。

#### 四) 七世紀中葉の高句麗・百済

新羅に比すれば百済・高句麗は史料制約が強い。朝鮮三国の国家・社会についての近時の代表的な見解をみると、その社会的な共通性と国家機構としての独自性に注意が払われているようである。山尾幸久氏は「六世紀後半ないし七世紀前半の、朝鮮三国のコフルの制度には、直接生産者の再生産過程への、王制として実現している公権の介入は認められず、法や国家に依存せず自律

的に形成されているコフルーブルの現実的生産關係を解体せず、現実の村落と家族を承認し、在地首長の処遇に三國各々偏差はあるが多少なれ少なれ土豪を介して一方的に、王都居住の貴族集團が地方農民の労働力そのものを収奪し、実力強化という政治目的にそって結合し指令するのである」と述べておられる。鬼頭清明氏は高句麗王権の不安定さ官僚機構の未発達を指摘され、「このような王権の不安定性にもかかわらず、高句麗社会が強固な結合力を持ち、七世紀の隋唐の両度の侵略に対して、強い抵抗力をもっていたのは、その共同体的結合の強さを示していると考えねばならない」とされ、「百済の権力は韓族社会という異質な在地の共同体的社会の上に浮んだ征服王朝であって、在地の韓族社会に対し孤立していた」とされ、「新羅は六世紀段階では王権も弱く、共同体的諸關係が強固にのこっており、和白會議も強い権力をもっていた」が「六世紀の新羅は慶州門閥貴族の強い勢力の上に立って領域拡大がすすめられたが、新たな領域の増加とともに、旧共同体の動揺も深まり、軍事的にも政治的にも拡大した地域を掌握しておくためには、新しい行政機構を必要とした」といわれ、「百済は漢城から熊津へ、熊津から泗泌へと都が南下していくに対応して、南方における新しい支配領域をうながすとともに、百済政権の支配者としての孤立は、依然として再生産されつづけたのである」と述べられた。武田幸男氏は「三國の領域統治はみな自然発生的な村落共同体を基底にもち、それを集積して統治組織をつくりあげていった。その場合、いずれの國家においても支配

者共同体としての王京と、それ以外の地方との区別にとくに注意を払らい、対立・抗争の激化した当時の国際環境のせいもあって、そこには軍事的な統治組織の編成ということが共通した課題となった。だがその具体的な展開においては、高句麗では王都の五部と外方の五方、新羅では王都の六部と外方の州郡制など、それぞれ特色ある統治体制を形成した」と述べておられる。

鬼頭氏の見解はやや趣きを異にするが、諸氏は一致して在地における自然発生的な共同体の強固な存在を承認しておられる。つまりそれら共同体の首長である在地有力者を、三國がいかに自己の権力の内部に組みこむかが、各國の課題であり、ひいては各國の強弱を決定する重要な要因であったということができよう。前節までにみたところでは、新羅の外位制度は少なくとも真興王代（五四〇―五七六）の未曾有の領土拡大の基礎をなすものであった。しかし在地有力者と中央権力者集團との矛盾は七世紀前半には顕在化し、善徳王代（六三二―六四七）には外位対象者に京位を授余するという形で、それを止揚する必要に迫られていた。新羅と同様の社会構造を持つ以上、百済・高句麗にも新羅外位制度に見合うような制度の存在が予想できる。果して百済・高句麗にそのような制度が存在したかどうかを調べてみたい。

高句麗の官位制について武田氏は、「おそらく二世紀に認められる十等の初期官位制を起点とし、四世紀ごろに新展開をみせた十三等の官位制の段階を経て、その体系はそのまま滅亡時までたどることができる」と概括された。官位制そのものは武田氏も

いわれるごとく、古代君主を頂点とする個人的身分制度であり、国家の基本的な個人的身分の秩序体系であることは異論がなからう。一般的にいつて共同体的関係の強い原始・古代社会にあっては、かかる個人的身分制度は前進あるいは後退をくりかえす動揺の多い制度であろう。武田氏も別稿において、「展開後の十三(または十四)等官位制は、基本的には上下序列的であり、身分秩序は一元化されていたと解される。それにもかかわらず、その族制的・階層的性格はなお色こく残存し、時おり強められたこともあり、最後まで払拭しきれなかった」と注意しておられる。しかし四世紀ごろに新展開をみせた高句麗の官位制が、滅亡時まで体系としては存続しつづけたことは、逆にいえばこの官位制があまり現実的な有効性を持っていなかったことを示すものとも理解できよう。

奥 田 尚  
武田氏もあげておられる例であるが、高句麗末期に専権を握った泉蓋蘇文の子の泉男生は、九歳で第十三段階官位の先人を授与された。男生の嫡子も九歳で先人となり、男生の弟の男産も九歳で先人となったと推測できる。<sup>(64)</sup> いかに古代とはいえ九歳で何らかの職務が果せよう筈はなく、この叙位は形式的なものにすぎない。官位制が有効に機能し、何らかの実態を備えているとすれば、いかに有力者の子弟とはいえかかる形式的叙位が行なわれるとは考えがたい。高句麗の官位は中央支配者集団中の序列を示す程度の意味しか持たなかったのではなからうか。

「済紀」の蓋鹵王二十一年(四七五)九月条に「至是高句麗對盧齊

于・再曾桀婁・古尔万年<sup>再曾・古尔皆復姓</sup>等帥兵来攻北城」とあり、「桀婁・万年。本國人也。獲罪逃竄高句麗」とある。齊子は高句麗人で初期官位の第二位對盧の官位を持つが、百濟から高句麗に投じた桀婁と万年には官位がなく、とりわけ桀婁は「麗將桀婁」と高句麗内で何らかの職に就任していたのに官位がない。これは高句麗の官位が、広く個人に授与される性質のものではなかったことを意味するのではあるまいか。そうだとすれば高句麗の在村有力者は、官位制度以外の存在だったのでなからうか。

勿論これには幾通りもの反論が予想され、現に金哲坡氏は「高句麗国家も末期になると下級に位置していた諸兄などは、族長といえども一小家父長として地方支配末端の村長に転化していったのであろう」と、第十二位官位の諸兄について述べておられる。<sup>(65)</sup> ただ高句麗『中原碑』によれば、高句麗が新羅を間接支配したような時期があるようにみえるし、<sup>(66)</sup> 高句麗官位制の影響下に新羅官位制が出現したようである。しかるに新羅に明瞭な外位制があり、高句麗にはないから、本来高句麗制に欠如していた部分を、新羅は外位制として創出したのではあるまいか、と思うのである。

百濟の官位制は武田氏によれば「帯・冠の具象的な標識で認知できる帯位制、あるいは冠位制」であり、「冠位制あるいは帯位制の機能をもつ十六等の百濟官位制は、六世紀に至って泗沘遷都を機に制定され、あるいはそれを機に一段と発展の途をたどった」という。<sup>(67)</sup> 前引の鬼頭氏のごとく熊津・泗沘などの遷都にもかかわらず、百濟支配者の孤立は再生産されつづけたとの見解があ

るが、次引の井上秀雄氏のごとく前期百済と後期百済の段階差を強調する見解もある。

井上氏は「四七五年に高句麗の長寿王が漢城の百済王都を奪い、蓋鹵王を討ちとったとき、百済王室も壊滅的な打撃をうけたが、これを擁立する貴族層もまたその基盤まで奪われ、完全に政治勢力を失った。前期の百済はいわば実質的に滅亡したといわなければならぬ」といわれ、「木苧滿致など韓族系の小国勢力が文周王を擁立して後期百済を熊津にたてたが、すぐには地方勢力をバックにする中央貴族層が成立せず、文周・三斤兩代から東城王初期にかけての混迷がつづいた」東城王の時代は中央貴族層が旧制度の再建に失敗したのち、諸氏が権力を争奪する中で、有力貴族の台頭がみられず、結果的には王権を強化し、貴族層がその王権に依存する官僚化の傾向をとることとなった。もちろん、専制王権が確立したわけでもなければ、官僚制が定着したのではない」とされ、泗泌遷都を行なった聖王代について「聖王時代の百済は高句麗・新羅の武力に圧迫されてはいたが、官僚体制への移行も順調であつたらしく、二国と対等の軍事力を持つまでに成長していた。また、南方では加羅諸國の大半を支配下におさめていた。王子余昌の軽率な戦略が聖王の命を縮めさせたばかりでなく、軌道に乗りつつあつた王権の確立にも混乱をきたし、ひいては五六年、新羅による加羅諸國の全面的な支配となつた」といわれる。

百済が五世紀末の東城王代に、王族や貴族に地名を冠した王・侯名の授爵を中国南朝宋に要請したことは、末松保和氏によつて

注目され、坂元義種氏によつて研究が深化された。坂元氏はその意味を、「百済大王は、王族・姻族の専権をおさえ、新興貴族を育成し、これらの勢力均衡の上にそびえ立とうとした。また地方支配を積極的におしすすめ、未だ完全に支配しきれぬ地域に一族や高官を王・侯の形で任命した。しかし、領域支配も拡大し、地方支配もゆきとどくようになると、独立的な勢力は中央集権体制の妨げとなるので、ここに王・侯の任命は廃されることになる。王中の王たる百済大王が、自己以外の領域支配者へ王・侯を認めないまでに成長したとき、王権は確立し、かつて自由であつた貴族も独立性を失い官僚化してしまうのである。『地名』王・侯は、まさにそうした過渡的な存在として位置づけられよう」と述べられた。

坂元氏の見解は「大王」制度の観点からの解明で、それはそれとして貴重であるが、東城王は五〇一年に衛士佐平百加に暗殺され、代つて武寧王が即位したという政治史を付加すれば、別の評価も可能であろう。すなわち暗殺者が「衛士佐平」という官僚であつてみれば、地方支配をめぐる「地名」王・侯制と官僚制の対立という図式の中でも理解は可能であろう。さらにこうした政治史的な観点に立てば、蓋鹵王の敗死後、内部抗争の続く百済権力が在地の韓族社会から孤立したものとみる鬼頭説よりも、在地勢力との関係を重視する井上説により説得性があるように思える。

さらに「済紀」武寧王元年一月条には、「佐平百加拋加林城叛。王帥兵馬至牛頭城。命扞率解明討之。百加出降。王斬之。投於白

江」とある。「済紀」の百加の記事については混乱がみられるが、もし前掲記事の内容を事実とみてよければ、扞率は百済一六等官位の第五位であり、第一位の佐平から少なくとも五段階の官位は成立していたのかも知れない。また「王帥兵馬至牛頭城。命扞率」という記述をみると、牛頭城の城主が扞率の解明であったようにもみえる。衛士佐平の百加の居城の加林城は新築の城であったと明記されているから別として、牛頭城の場合を城主に授位された例とみてはいけないであろうか。史料的問題があり、かつ扞率は高級位階である点にも問題はあるが、以上のような状況から臆測すれば、百済の官位制は当初から在村有力者と中央権力者を含みこんだものとして、構想・運用されたものではなからうか。

以上、高句麗と百済については、強引な臆測しか述べることはできなかったが、官位制度の運用にあたっては、両国は別個の姿をとりながらも、新羅の京位・外位制に比して、在村有力者との矛盾の少ないものであったように思える。新羅においてこの矛盾が爆発点に達した七世紀中葉に、両国が新羅を圧倒し、新羅が存亡の危機に陥いることになるが、その具体的様相は今後検討してゆくこととしたい。

## 注

- (1) 骨品制の研究史については、江原正昭「骨品制——新羅の身分制——に関する覚書Ⅰ」（史潮九二・一九六五年七月）が井上・武田論文以前についてまとめ、両論文を含めて江原正昭「国家機構と社会形態」・4

新羅の骨品制」（朝鮮史研究会編『朝鮮史研究入門』太平出版・一九六六年一月）がまとめ。さらに武田幸男 (3) ②にも先行業績が紹介・批判されている。また鈴木靖民「朝鮮古代国家史研究の現況」（歴史評論三五・一九七九年一月）は武田・井上・木村の骨品制論を整理している。

- (2) 井上秀雄「新羅の骨品制度」（『新羅史基礎研究』東出版・一九七四年二月）
- (3) ①武田幸男「新羅の骨品体制社会」（歴史学研究二九・一九六五年四月）・②武田幸男「新羅骨品制の再検討」（東洋文化研究所紀要六七・一九七五年三月）
- (4) 木村誠「六世紀新羅における骨品制の成立」（歴史学研究四二八・一九七六年一月）
- (5) ①三池賢一「新羅官位制度（上）」（法政史学二二・一九七〇年三月）・②三池賢一「新羅官位制度（下）」（駒沢史学一八・一九七一年四月）・③三池賢一「新羅官制と社会身分」（日本史研究一五〇・一五一合併合・一九七五年三月）
- (6) 木村誠 (4) 二七頁。
- (7) 宮崎市定「三韓時代の位階制について」（朝鮮学報一四・一九五九年一〇月）
- (8) 黒田達也「新羅官位制についての若干の疑問」（大阪府立工業高専研究紀要一六・一九八二年一〇月）
- (9) 武田幸男 (3) ②一七九頁。
- (10) 武田幸男「新羅官位制の成立」（旗田巍先生古稀記念会編『朝鮮歴史論集（上）』竜溪書舎・一九七九年三月）一六四頁。
- (11) 武田幸男 (10) 一六四頁。
- (12) 武田幸男 (10) 一七一～一七三頁。また衣冠制については、別に武田幸男「新羅・法興王代の律令と衣冠制」（朝鮮史研究会編『古代朝鮮と日本』竜溪書舎・一九七四年一〇月）をも参照した。
- (13) 武田幸男 (3) ①一〇頁。

- ⑭ 武田幸男 (3) ①一〇頁。  
 ⑮ 武田幸男 (3) ①一二頁。  
 ⑯ 井上秀雄 (2) 三〇二頁。  
 ⑰ 木村誠 (4) 二二頁。  
 ⑱ 武田幸男 (3) ②一七〇頁。  
 ⑲ 末松保和「新羅六部考」(『新羅史の諸問題』東洋文庫・一九五四年一月)二八九頁。  
 ⑳ 三池賢一「三国史記」職官志外位条の解釈」(北海道駒沢大学研究紀要五・一九七〇年九月)九八頁。  
 ㉑ 三池賢一 (5) ③が理解しやすい形に自説をまとめている。  
 ㉒ 武田幸男 (3) ③一七八頁。  
 ㉓ 末松保和 (19) 三〇三頁。  
 ㉔ 末松保和 (19) 三〇〇頁。  
 ㉕ 末松保和 (19) 二八九～二九〇頁。  
 ㉖ 末松保和 (19) 二七五頁。  
 ㉗ 三池賢一 (20) 九八頁。ただし、一九七八年一月六日に丹陽赤城城碑が発見され、それには、㉑阿尺の外位がある。碑は浜田耕策「新たに発見された『丹陽・赤城碑』」(日本歴史三六五・一九七八年一〇月)によれば五五〇年代、武田幸男「真興王代における新羅の赤城経営」(朝鮮学報九三・一九七九年一〇月)によれば五四五～五五一年の立碑という。これを外位の初見とすべきであろう。
- ③① 末松保和「新羅鐘停考」(『前掲』⑭)。  
 ③② 井上秀雄「新羅兵制考」(『前掲』②)。  
 ③③ 李基白「新羅私兵考」(『新羅政治社会史研究』学生社・一九八二年一〇月)
- ③④ 李成市「新羅六停の再検討」(朝鮮学報九二・一九七九年七月)  
 ③⑤ 武田幸男「中古新羅の軍事的基盤——法幢軍団とその展開——」(西嶋定生博士還暦記念会編『東アジア史における国家と農民』山川出版社・一九八四年一月)  
 ③⑥ 井上秀雄 (32) 一七六頁。  
 ③⑦ 竹々については武田幸男 (3) ①一・一二頁に、竜石・黔日については李成市 (34) 三五・三六頁に在地豪族との指摘がある。  
 ③⑧ 山尾幸久「朝鮮三国の軍区組織」(朝鮮史研究会編『古代朝鮮と日本』竜溪書舎・一九七四年一〇月)一八三・一八四頁。  
 ③⑨ 鬼頭清明「六世紀における東アジアと日本」(『日本古代国家の形成と東アジア』校倉書房・一九七六年六月)二六五頁。  
 ④① 鬼頭清明 (39) 二六六頁。  
 ④② 鬼頭清明 (39) 二六九頁。  
 ④③ 鬼頭清明 (39) 二六八頁。  
 ④④ 鬼頭清明 (39) 二六七頁。  
 ④⑤ 武田幸男「六世紀における朝鮮三国の国家体制」(井上光貞等編『東アジア世界における日本古代史講座4・朝鮮三国と倭国』学生社・一九八〇年九月)五三・五四頁。  
 ④⑥ 武田幸男「高句麗官位制とその展開」(朝鮮学報八六・一九七八年一月)四九頁。  
 ④⑦ 武田幸男 (40) 三六～四〇頁。  
 ④⑧ 金哲坡「高句麗・新羅の官階組織の成立過程」(『韓国古代社会研究』学生社・一九八一年八月)一一八頁。  
 ④⑨ 『中原碑』については、武田幸男「五～六世紀東南アジア史の一視点」(『前掲』④)などを参照した。  
 ⑤① 武田幸男 (44) 三三三頁。  
 ⑤② 武田幸男 (44) 三四頁。  
 ⑤③ 井上秀雄「三国の興亡(1)」(『古代朝鮮』日本放送出版協会・一九七

二年一月) 一一六・一一七頁。

53 井上秀雄 52 一一七頁。

54 井上秀雄 52 一一七頁。

55 井上秀雄 52 一一九頁。

56 末松保和「任那の衰替」(『任那興亡史』吉川弘文館・一九四九年二月)

57 坂元義種「五世紀の(百済大王)とその王・侯」(『古代東アジアの日本と朝鮮』吉川弘文館・一九七八年二月) 一〇一・一〇二頁。

58 百済の佐平については本学大学院生の金瑛二氏から種々教示を受け、①金瑛二「百済の佐平について——その成立と変遷——」(朝鮮

史研究会報六八)・②金瑛二「百済における中央官制の変遷について——百済史料の検討を中心に——」(玄海灘 4)を頂いたが、百済の官制などとともに充分に考ええなかった。今後の課題としたい。